

南部町公告第 26 号

南部町特定健康診査受診勧奨業務の公募型プロポーザル方式に係る 手続開始の公告について

南部町特定健康診査受診勧奨業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 4 年 7 月 29 日

南部町長 工 藤 祐 直

1 業務概要

- (1) 業務名 南部町特定健康診査受診勧奨業務
- (2) 業務内容 「南部町特定健康診査受診勧奨業務仕様書」のとおりに従う
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公告の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項に基づく町の入札参加制限を受けていない者
- (4) 南部町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員を経営、運営に関与させていないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (6) 過去 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度）に、本業務と同様の業務を受託した実績があること
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること

3 実施スケジュール

本プロポーザルの主なスケジュールは次のとおりとする。ただし、町の都合により変更する場合がある。

(1) 公募開始	令和4年7月29日(金)
(2) 質問書提出期限	令和4年8月5日(金)
(3) 質問書への回答公表	令和4年8月8日(月)
(4) 参加申込書等提出期限	令和4年8月12日(金)
(5) 参加資格確認結果通知発送	令和4年8月16日(火)
(6) 企画提案書等提出期限	令和4年8月23日(火)
(7) プレゼンテーション実施	令和4年8月26日(金)
(8) 審査結果通知	令和4年8月30日(火)
(9) 契約締結	令和4年8月31日以降

4 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、町ホームページ上で交付する。
- (2) 町ホームページのURLは次のとおり。
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

5 その他

詳細は、「南部町特定健康診査受診勧奨業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 書類の提出先及び問合せ先

南部町役場 健康こども課 健康対策班（南部町健康センター内）

〒039-0595 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1

電話：0178-60-7100 FAX：0178-76-3904

E-mail：kenko@town.aomori-nanbu.lg.jp